

船舶事故調査報告書

令和2年1月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

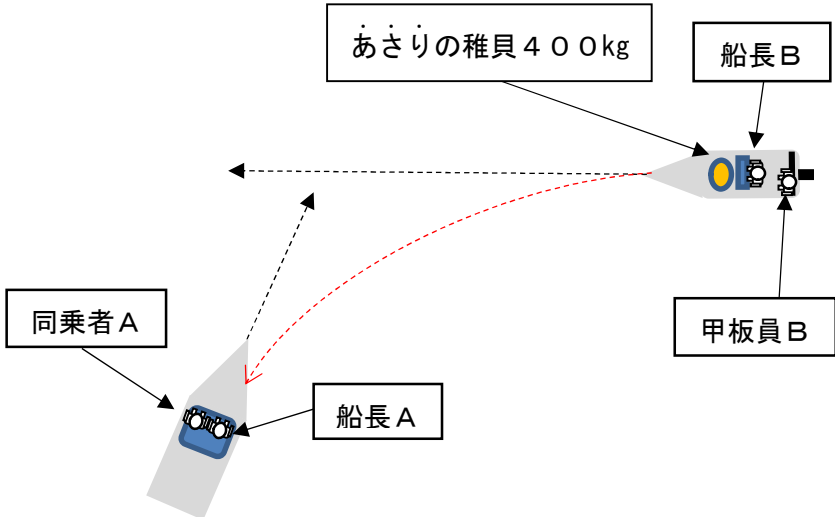
委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年10月10日 13時04分ごろ
発生場所	愛知県西尾市沖島南東方沖 毛無島灯台から真方位122° 893m付近 (概位 北緯34° 46.0′ 東経137° 09.0′)
事故の概要	プレジャーボート弁天丸は、北東進中、また、漁船第二義栄丸は、西進中、両船が衝突した。 第二義栄丸は、甲板員1人が負傷し、船外機下部の破損等を生じ、また、弁天丸は、右舷船首部の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成30年10月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 弁天丸、5トン未満 242-22158 愛知、旭開発株式会社 9.95m (Lr) × 2.40m × 0.74m、FRP ディーゼル機関、213.3kW、平成9年5月 B 漁船 第二義栄丸、1.0トン AC3-48062 (漁船登録番号)、個人所有 7.65m (Lr) × 1.91m × 0.65m、FRP ガソリン機関 (船外機)、183.0kW、平成21年7月7日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 73歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年10月15日 免許証交付日 平成26年12月19日 (令和2年8月30日まで有効) B 船長B 男性 72歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月29日 免許証交付日 平成30年4月12日 (令和6年3月5日まで有効)
死傷者等	A なし B 重傷 1人 (甲板員B)

<p>損傷</p>	<p>A 右舷船首部、船尾部外板等に破口及び亀裂を伴う擦過傷 B 船外機下部及び推進器翼に破損、右舷船底部、船首部外板等に亀裂を伴う擦過傷</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人である同乗者1人（以下「同乗者A」という。）を乗せ、釣りを終えて帰港する目的で、平成30年10月10日12時40分ごろ西尾市須崎港に向けて愛知県田原市伊川津漁港北西方沖の釣り場を出発した。</p> <p>A 船は、船長Aが操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、同乗者Aが操舵室左舷側の椅子に腰を掛け、約18ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により渥美湾を北東進した。</p> <p>船長Aは、13時01分ごろ右舷前方約500mにA船の船首方を左方に横切るB船を初めて認め、B船の通過を待つ目的で減速【速力不明】した後、間近となったB船が急に左転したのを認めたがどうすることもできず、13時04分ごろA船の右舷船首部及び右舷船尾部とB船の右舷船首部及び右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、互いに船体の損傷状況等を確認し、B船が西尾市東幡豆港に向かって航行し始めたので、B船に伴走して東幡豆港に向かった。</p> <p>B 船は、船長Bが1人で乗り組み、甲板員1人（以下「甲板員B」という。）を乗せ、あさりの稚貝漁を終えて帰港する目的で、あさりの稚貝約400kgを積んで、10日12時45分ごろ西尾市寺津漁港に向けて愛知県豊橋市六条干潟西方沖の漁場を出発した。</p> <p>B 船は、船長Bが船体中央付近の操舵スタンドの前に立って操船し、甲板員Bが左舷船尾側で椅子に腰を掛け、約27knの速力で手動操舵により西進した。</p> <p>B 船は、船長Bが、吉良宮崎港沖防波堤東灯台（以下「本件灯台」という。）を船首目標にして西進中、左舷船首方至近にA船を認めたので、急に左舵一杯としたものの、13時04分ごろ右舷船首部及び右舷船尾部がA船の右舷船首部及び右舷船尾部に衝突した。</p> <p>船長Bは、甲板員Bが負傷しているのを認め、船体の損傷状況等を確認し、B船が自力で航行が可能であったので、最寄りの東幡豆港に向かい、同港の棧橋に着けた。</p> <p>船長Bは、係留後、近くを通行中の男性に119番通報を依頼し、甲板員Bは、来援した救急車により病院に搬送され、約6ヶ月の入院加療を要する頸髄損傷と診断された。</p> <p>（図1 参照）</p>

	 <p style="text-align: center;">図1 A船及びB船の乗組員配置状況図</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船の損傷状況(右舷船首側)、写真3 A船の損傷状況(右舷船尾側)、写真4 B船、写真5 B船の損傷状況(右舷船尾側)、写真6 B船の損傷状況(右舷船首側) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、A船の船長として平成11年ごろから約20年の経験があった。</p> <p>船長Aは、初認したB船の通過を待つ際、減速していたので、B船がA船の船首方を通過すると思った。</p> <p>A船は、音響信号装置として電子ホーンを備えていた。</p> <p>船長Bは、昭和38年ごろから漁業に従事し、平成22年ごろからB船の船長として乗り組んでいた。</p> <p>船長Bは、本事故発生前、B船の周囲には、あさりの稚貝漁を終了して西進する約2～3隻の僚船のほかに船を見掛けなかったため、航行に支障となる他船はいないと思い、船首目標にしていた本件灯台を見て航行していたので、左方から来るA船の存在に直前まで気付かなかったと、本事故後に思った。</p> <p>B船は、本事故当時、船首方に死角はなかった。</p> <p>A船及びB船は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長A及び船長Bは、海上保安庁への通報を行っていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、沖島南東方沖を北東進中、船長Aが、B船がA船の船首方を通過するのを待つ目的で減速していたところ、間近となったB船が急に左転し、衝突を避ける措置をとる時間がなかったことから、B船</p>

	<p>と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、沖島南東方沖を西進中、船長Bが、航行に支障となる他船はいないと思い、船首目標としていた本件灯台に意識を向けて、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、間近となったA船を認めて急に左転したことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、西進する約2～3隻の僚船のほかにも他船を見掛けなかったことから、航行に支障となる他船がないと思ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、沖島南東方沖において、A船が北東進中、B船が西進中、船長Aが、間近となったB船が急に左転し、衝突を避ける措置をとる時間がなかったため、また、船長Bが、航行に支障となる他船はいないと思い、船首目標としていた本件灯台に意識を向けて、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、間近となったA船を認めて急に左転したため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、一方向のみに注意を向けることなく、常時周囲の見張りを行うこと。 ・ 接近する他船を避ける場合は、相手船にその意図がわかりやすいように、早めに衝突を避けるための措置をとること。 ・ 船長は、海難その他の異常の事態が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

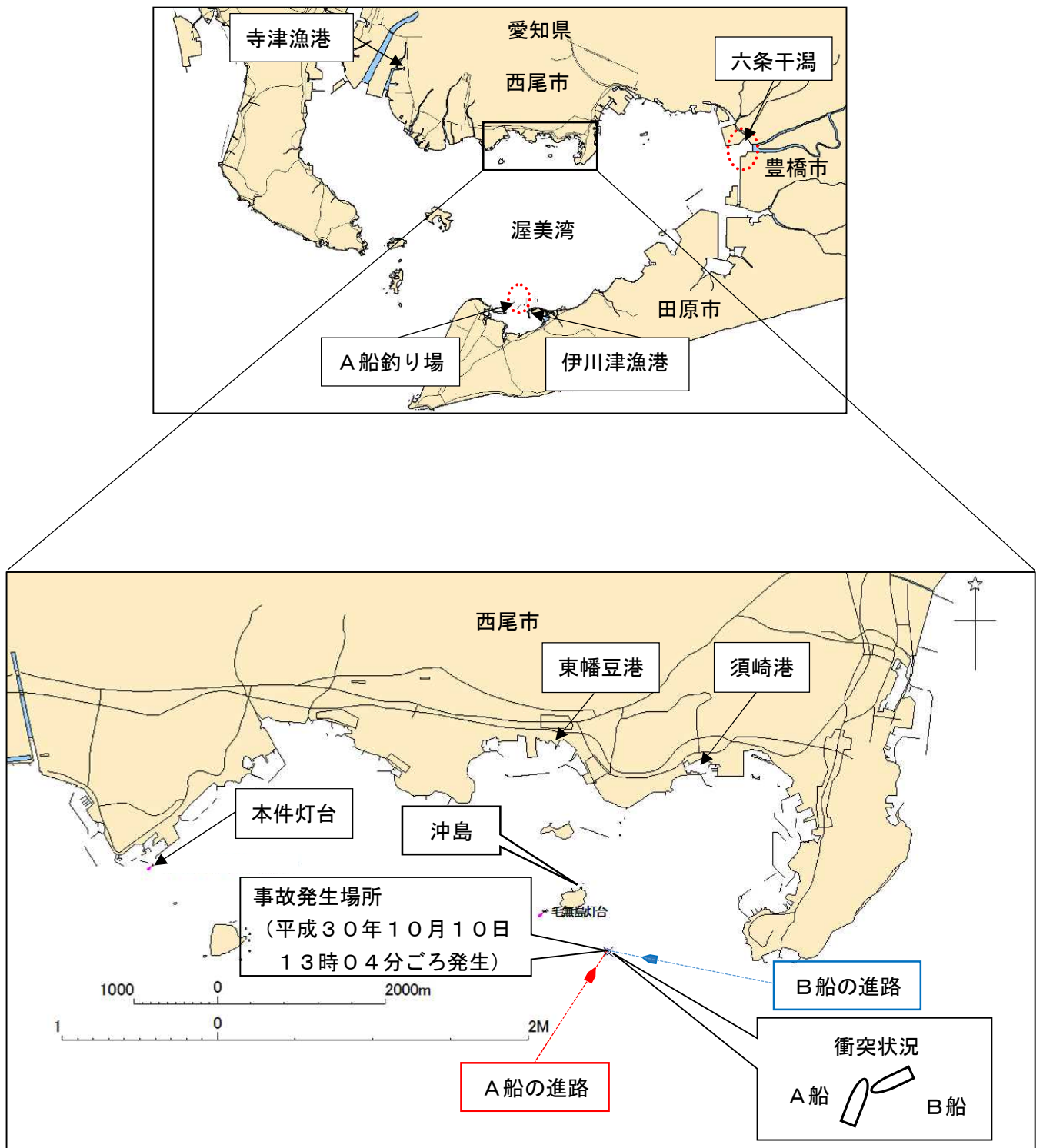


写真1 A船



写真2 A船の損傷状況（右舷船首側）



写真3 A船の損傷状況（右舷船尾側）



写真4 B船



写真5 B船の損傷状況（右舷船尾側）



写真6 B船の損傷状況（右舷船首側）

